

剣道級位審査規程

昭和61年 4月 1日施行
昭和62年 6月 7日一部改訂
平成17年 4月24日一部改訂
平成17年 8月21日一部改訂
令和 元年 6月 2日一部改訂

第1条 目的

稲城市剣道連盟は剣道の理念に基づき、剣道の奨励およびその向上に資する目的で、剣道の級位を定め、この規程により、その審査を行う。

第2条 受審資格

稲城市剣道連盟に登録した会員のみが、審査を受審できるものとする。

各級位の受審資格は、下記を基準とする。

七級：剣道具を付けて概ね半年以上の稽古を積み、各所属団体から了解を得た者。

六級：七級受有者。

五級：六級受有者。

四級：五級受有者で小学校4年生以上の者。

三級：四級受有者で小学校5年生以上の者。

二級：三級受有者で小学校6年生以上の者。

第3条 審査、付与基準

審査は、立会形式の「実技」審査と、三級以上は「木刀による剣道基本技稽古法」審査を実施する。

「木刀による剣道基本技稽古法」は、三級は、基本1～4まで、二級は、基本1～6までとする。

級位は、次の各号の基準に該当する者に、与えられる。

七級：基本動作において、一応まとまった動作のできるもの。

六級：基本動作がやや向上し、大きな発声とともに打ち込めるもの。

五級：基本動作は凡そ良とし、大きな発声とともに正しく打突ができるもの。

四級：基本動作は良とし、間合いを意識して、気合十分で相手に打ち込めるもの。

三級以上：全剣連称号・段級位審査規則（第4章第21条）に規定する、初段の付与基準に依拠するもので、剣道の基本を修習し技倆相当なるもの。

※基本動作とは、礼法、着装（剣衣・袴・防具の着け方）、姿勢、竹刀操作等をいう。

第4条 審査員の選考と任命

審査員および審査委員長は五段以上の会員の中から理事長が選考の上、会長が任命する。

第5条 審査員の責務

審査員は審査に当たり、いかなる級位においても、常に厳正、適正、かつ、公平であらねばならない。

第6条 審査

(1)立会形式により審査を行う。

(2)原則として、4人1組とし、1人2回の立会を行う。

(3)基本動作および姿勢、態度、気合、技の仕掛け、応じ等の応用動作の合否を審査員3名のうち2名以上の合意により合格とする。

(4)審査員が、当該級位以上の実力を有すると判断した場合は、その上級位の受審を審査員3名のうち2名以上の合意により認めるものとする。

第7条 特別措置

(1)中学生以上は四級格付とし、三級から受審できるものとする。

(2)当該級以上の実力を有すると認められるものについては、各団体より所定の書式を用いて申請し、審査委員長が特別進級格付を行い、その上級位の受審を認めるものとする。

第8条 雑則

- (1)会長は級位の審査に合格した者に対し、証書を授与する。
- (2)受審申込手続方法および受審料・登録料は別途定める。
- (3)受審申込後の受審料の返却はしない。
- (4)特例は認めない。

以上